

2022年1月

## 日本胃癌学会会員の皆様へ、施設認定制度開始のお知らせ（第1報）

わが国の胃癌治療は世界一といっても過言ではありません。近年、胃癌治療の進歩はめざましく、その内容は高度化・多様化・専門化しております。一方、ピロリ菌感染率の急速な低下もあり、今後胃癌の発生数は減少していくことが予想されます。このような現状を踏まえ、今後も質の高い胃癌治療を広く社会に提供していくために、日本胃癌学会は施設認定制度を発足いたします。認定施設の申請期間は、2022年6月1日～8月31日を予定し、2023年4月より、認定施設が誕生します。また、認定期間は3年間となります。延長を希望される場合には、3年ごとに、再申請して頂きます。

申請を希望される施設は、以下に記載する申請要綱に沿って、日本胃癌学会ホームページより電子申請を行っていただきます（後日アップロード予定）。

詳細については、以下の申請要綱をご参照ください。

## 日本胃癌学会認定施設 申請要綱

### 1. 申請概略

- 各施設で、申請責任者（胃癌学会会員であること）を決める。
- 申請責任者は、胃癌学会ホームページより、電子申請を行う。
- 申請責任者は、電子申請画面より振込用紙を印刷し、審査料2万円を振り込む。
- 申請責任者は、施設Aまたは施設Bの基準に沿って、施設基準を証明する書類と診療業績を準備する。
- これらの証明書類と診療業績について、施設責任者（病院長等）の承認をもらう。

#### <施設基準を証明する書類について>

- 専門医資格・技術認定医資格（認定資格Aを申請する場合）は認定証のPDFを添付する。
- 学会参加・学会発表・論文については証拠となる書類のPDFを添付する。
- 施設責任者の承認として、署名・公印のある承認書のPDFを添付する。

#### <診療業績について>

- 3年間に実施した外科切除件数、内視鏡切除件数、化学療法実施患者数を入力する。
- 外科切除件数については、NCD登録件数を用いる。

- 内視鏡切除件数については、施設より登録した「全国がん登録」登録件数を用いる。  
(院内がん登録でも可)
- 化学療法件数については、施設より登録した「全国がん登録」登録件数を用いる。  
(院内がん登録でも可)
- 診療業績（外科手術・内視鏡切除・化学療法）の中から、申請に必要な症例数については、簡単な治療内容を入力する。

## 2, 日程

- 申請期間 2022年（令和4年）6月1日～8月31日
- 認定結果の通知 2023年1月中旬（予定） ホームページで公表し、認定書を送付  
(認定料2万円が別途必要)
- 認定期間 2023年4月1日～2026年3月31日 (3年間)

## 3, 申請条件

### 認定資格 A 申請の場合

- A) 本会会員が合計4名以上常勤していること
- B) 日本消化器内視鏡学会の消化器内視鏡専門医が2名以上常勤していること
- C) 日本消化器外科学会の消化器外科専門医が2名以上常勤していること
- D) 日本内視鏡外科学会の技術認定取得者（消化器・一般外科領域）が1名以上常勤していること
- E) 日本臨床腫瘍学会の薬物療法専門医が1名以上常勤していること
- F) 日本病理学会の病理専門医および日本臨床細胞学会の細胞診専門医が1名以上常勤していること(兼任可)
- G) 最近3年間に、常勤医師の本学会総会への参加実績が合計で6回以上あること
- H) 最近3年間に、常勤医師の本学会総会での発表（筆頭に限る）が6件以上あること
- I) 最近3年間に、常勤医師の胃癌に関する英語原著論文が1件以上あること(共著可、PubMed掲載に限る)
- J) 胃癌に対する外科的胃切除術が、最近3年間に60例以上行われていること
- K) 胃癌に対する内視鏡切除術が、最近3年間に60例以上行われていること
- L) 胃癌に対する化学療法が、最近3年間に60例以上行われていること
- M) 術中迅速病理診断および迅速細胞診が可能であること
- N) 剖検ができる体制が整っていること

#### 認定資格 B 申請の場合

- A) 本会会員が合計 2 名以上常勤していること
- B) 日本消化器内視鏡学会の消化器内視鏡専門医が 1 名以上常勤していること
- C) 日本消化器外科学会の消化器外科専門医が 1 名以上常勤していること
- D) 病理専門医が常勤で専従していることが望ましいが、非常勤の病理専門医あるいは保険医療機関間の連携による病理診断が、術中迅速診断を含めて適切に実施できること
- E) 最近 3 年間に、常勤医師の本学会総会への参加実績が合計で 1 回以上あること
- F) 最近 3 年間に、常勤医師の本学会総会での発表（筆頭に限る）が 1 件以上行われていること
- G) 胃癌に対する外科的切除術が、最近 3 年間に 30 例以上行われていること
- H) 胃癌に対する内視鏡切除術が、最近 3 年間に 30 例以上行われていること
- I) 胃癌に対する化学療法が、最近 3 年間に 30 例以上行われていること
- J) 外来化学療法加算が取れていること

#### 認定施設 A、認定施設 B 共通項目

- A) 緊急手術および緊急内視鏡が実施可能な体制を整えていること
- B) 倫理委員会が設置されていること
- C) 合同カンファレンスが定期的開催され、かつ、その記録が整備されていること
- D) NCD 胃癌登録を行っていること、もしくは、認定施設取得後から更新時まで期間に NCD 胃癌登録を行うこと、施設認定を更新する場合は、NCD 胃癌登録を行っていることは必須となる（施設認定期間中であっても 2 年連続して NCD 胃癌登録の報告を怠った場合は施設認定を取り消すことがある。）

#### 4. 申請条件に関する Q&A

- ① **胃癌学会会員、各種専門医の在籍は、いつの時点を目指すか？** 申請時点での有資格者を申請する。専門医認定書を PDF で取り込みアップロードする。
- ② **常勤医師とは？** 原則として各医療機関で定めた医師の勤務時間のすべてを勤務している医師のことで、医療機関が常勤であると認めている者を指す。その基準は施設によって異なる。
- ③ **胃癌学会総会参加・発表はいつの総会が対象となるか？** 令和 2 年（第 9 2 回）、令和 3 年（第 9 3 回）、令和 4 年（第 9 4 回）が対象となる。

- ④ 学会出席は、当時の常勤医（申請時に異動）のものもカウントできるか？ 申請施設の当時の常勤医の出席もカウントできる。
- ⑤ 現在の常勤医の異なる施設勤務時の学術業績もカウントできるか？ 申請施設からの業績しかカウントできない。学会発表は、筆頭演者の所属が申請施設の場合カウントできる。論文発表は、筆頭著者あるいは共著者の所属が申請施設である場合カウントできる。対象者の所属施設が複数ある場合は、最初に記載された施設が申請施設の場合のみカウントできる。
- ⑥ 英語原著論文はいつのものが対象となるか？ 2019年、2020年、2021年に出版されたことがPubMedにて確認できるものを指す。論文の最初のページをPDFにてアップロードする。
- ⑦ 診療業績（外科手術・内視鏡切除・化学療法）の対象期間は？ 2019年1月1日～2021年12月31日までに施行あるいは化学療法を開始した症例が対象であり、外科手術はNCD登録、内視鏡切除と化学療法は全国がん登録（院内がん登録）に登録されているものが対象となる。
- ⑧ 外科手術の術式は？ 胃癌に対して行われたリンパ節郭清を伴う幽門側胃切除術、胃全摘術、噴門側胃切除術、残胃癌に対する残胃全摘術に限る。ただし、NCD登録に術式が登録された症例に限る。
- ⑨ 内視鏡切除後に外科手術が追加された場合はどのようにカウントされるか？ それぞれが、1例としてカウント可能であるが、全国がん登録に登録されていることが必要である。
- ⑩ 化学療法はどのような場合にカウントされるか？ 補助化学療法（術前・術後）と切除不能進行再発に対する化学療法が対象となる。外科手術と補助化学療法はそれぞれが1例としてカウントできるが、全国がん登録に登録されていることが必要である。
- ⑪ 補助化学療法と再発後の全身化学療法はそれぞれカウントできるか？ 同一症例の場合は登録できない。重複癌でそれぞれが全国がん登録に登録されている場合はカウントできる。
- ⑫ 症例数の確認はどのように行われるのか？ 各地域で選抜された認定制度部会員が施設を訪問して確認することがある。

一般社団法人 日本胃癌学会 理事長 小寺泰弘  
施設認定制度委員会 委員長 藤原義之